公示送達

富士見都市計画事業駒林土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分通知は、１.送付すべき場所を確知できないので、２．送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を下記のとおり公告する。

記

１．送付すべき場所を確知できないため書類の送付を受けるべき者		通知の内容
氏　名	住所（又は最後の住所）	
荻原重次郎	不明	別表のとおり
荻原孫三郎	不明	
荻原磯五郎	不明	
荻原弥惣次	不明	
荻原弥八	不明	
鈴木清吉	不明	
鈴木和助	不明	
鈴木金太郎	不明	
鈴木斉兵エ	不明	
小坂部兵助	不明	
小坂部千代吉	不明	
小坂部平五郎	不明	
小坂部弥五郎	不明	
小坂部伴次郎	不明	
小坂部又五郎	不明	
小坂部藤助	不明	
麻野茂吉	不明	
麻野藤八	不明	
麻野捨五郎	不明	
麻野善治郎	不明	
田中喜三郎	不明	
永倉萬治郎	不明	
金子文四郎	不明	
島田治助	不明	
島田嘉平次	不明	
葛籠貫安五郎	不明	
葛籠貫幸太郎	不明	
葛籠貫嘉平次	不明	
小坂部金兵エ	不明	
島田亀次郎	不明	

２．受領を拒まれたため書類の送付を受けるべき者		通知の内容
氏　名	住所（又は最後の住所）	
廣川剛	ふじみ野市駒林元町一丁目５番20号	別表のとおり

通知の内容（別表）

土地区画整理法第103条第１項の規定により、富士見都市計画事業駒林土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

所有者の住所及び氏名	従前の土地				換地処分後の土地				
	ふじみ野市駒林				街区番号	ふじみ野市駒林元町一丁目			清算金　円
	字	地番	地目	地積㎡		地番	地目	地積㎡	
未登記 荻原重次郎 持分30分の１ 未登記 荻原孫三郎 持分30分の１ 未登記 荻原磯五郎 持分30分の１ 未登記 荻原弥惣次 持分30分の１ 未登記 荻原弥八 持分30分の１ 未登記 鈴木清吉 持分30分の１ 未登記 鈴木和助 持分30分の１	新田前	257	墓地	1,338	29―１	３―２	墓地	1,288	法95条第１項による特別扱いの土地